

# 上三川町第6期分別収集計画

平成22年6月

上 三 川 町

# 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み （容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み （容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第6号）	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第7号）	6

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

今回定める上三川町分別収集計画は、容器包装リサイクル法第8条に基づき作成するもので、平成19年に策定した第5期計画に続く第6期計画となるものである。

上三川町では平成13年4月から一般廃棄物処理を宇都宮市に委託しており、広域処理の一員として、中間処理施設、最終処分場に係る負荷を軽減する努力が求められている。

本計画の推進により容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、町民、事業者と協力し分別収集の徹底、廃棄物の減量や資源化の促進に努め、循環型社会の実現に寄与するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制を進める。
- ・容器包装廃棄物の分別収集と再商品化を推進し、さらに、資源再利用促進化の取り組みを進める。
- ・町民、事業者、行政の適切な役割分担のもと、一体となったりサイクル運動を進める。
- ・クリーンパーク茂原及びエコプラセンター下荒針の処理施設を利用する関係市町との連携を密にし、広域的な協力体制を整え、分別収集と再商品化の効率化を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	2,089t	2,100t	2,111t	2,123t	2,134t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

### （1）ごみに関する教育・啓発活動の充実

#### ① ごみに関する啓発活動

- ・ 広報誌及び上三川町ホームページにごみの出し方等の記事を随時連載
- ・ 「資源物とごみの分け方・出し方」のチラシ作成、全世帯配布
- ・ 啓発冊子「ごみ分別辞書」の作成、全世帯配布

#### ② ごみに関する教育

- ・ 小中学生向け総合的学習資料の作成
- ・ 資源物とごみに関する出前講座の実施
- ・ クリーンパーク茂原及びエコプラセンター下荒針見学会の実施
- ・ 地域、学校ごとの環境マップの作成

### （2）包装適正化の推進

- ・ 町民に対し、ごみ発生抑制のための買い物袋（マイバッグ）持参、簡易包装の要求、詰め替え商品及びリターナブル容器商品の購入等の要請
- ・ 事業者に対し、包装の簡素化と詰め替え商品、リターナブル容器商品の販売等の要請

### （3）資源物回収の促進

- ・ 団体による資源物回収報償金制度の活用
- ・ 紙パックの拠点回収からステーション収集方式への変更
- ・ 販売店での容器包装回収の推進

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の区分及び分別の種類は下表に示すとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（「白色トレイ」）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	79 t	79 t	79 t	80 t	80 t
主としてアルミ製の容器	60 t	60 t	61 t	61 t	61 t
無色のガラス製容器	43 t	43 t	43 t	44 t	44 t
	引渡 量 : 43 t	引渡 量 : 43 t	引渡 量 : 43 t	引渡 量 : 44 t	引渡 量 : 44 t
茶色のガラス製容器	60 t	60 t	60 t	61 t	61 t
	引渡 量 : 60 t	引渡 量 : 60 t	引渡 量 : 60 t	引渡 量 : 61 t	引渡 量 : 61 t

その他の色のガラス製容器	23 t		23 t		23 t		23 t		23 t	
	引渡 23 t	独自処理量	引渡 23 t	独自処理量	引渡 23 t	独自処理量	引渡 23 t	独自処理量	引渡 23 t	独自処理量
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主として段ボール製の容器	217 t		219 t		220 t		221 t		222 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	80 t		80 t		81 t		81 t		82 t	
	引渡 80 t	独自処理量	引渡 80 t	独自処理量	引渡 81 t	独自処理量	引渡 81 t	独自処理量	引渡 82 t	独自処理量
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	375 t		412 t		449 t		486 t		523 t	
	引渡 375 t	独自処理量	引渡 412 t	独自処理量	引渡 449 t	独自処理量	引渡 486 t	独自処理量	引渡 523 t	独自処理量
〔うち白色トレイ〕	7 t		8 t		9 t		10 t		10 t	
	引渡 7 t	独自処理量	引渡 8 t	独自処理量	引渡 9 t	独自処理量	引渡 10 t	独自処理量	引渡 10 t	独自処理量

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 平成20～21年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率※

※ 人口変動率：国立社会保障・人口問題研究所のH20年12月の推計値より、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
33,300人 (対前年度比) 101.50%	33,480人 (対前年度比) 100.54%	33,660人 (対前年度比) 100.54%	33,840人 (対前年度比) 100.53%	34,020人 (対前年度比) 100.53%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいるびん、缶、及び紙パック、段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

種 類	分別の種類 (町民が分ける 種類)	収集運搬	選別保管
スチール製容器	資源物（缶）	委託業者による 定期収集	宇都宮市クリーンパーク茂原リサイクルプラザ
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	資源物（びん）	住民団体による 集団回収	
茶色のガラス製容器			
その他の色の ガラス製容器			
ペットボトル	資源物（ペット ボトル）	委託業者による 定期収集	
飲料用紙パック	資源物（紙パッ ク）	委託業者による 定期収集	委託業者
段ボール	資源物（段ボ－ ル）	住民団体による 集団回収	委託業者
白色トレイ	資源物（白色ト レイ）	町による定期 収集	宇都宮市エコプラセ ンター下荒針
その他のプラスチッ ク製容器包装	資源物（プラス チック製容器包 装）		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、次の表のとおりとする。

各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

中間処理については、宇都宮市のクリーンパーク茂原リサイクルプラザ及びエコプラセンター下荒針等で行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチックコンテナ	4 t パッカー車	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん			
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	2 t トラック	委託業者 (圧縮・梱包施設)
段ボール	段ボール	ひもで縛る	2 t トラック	
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
白色トレイ	白色トレイ	袋	4 t パッカー車	エコプラセンタ 下荒針 (選別・圧縮・梱包施設)
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	4 t パッカー車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ・廃棄物減量等推進部会等の設置  
環境審議会の中に廃棄物減量等推進部会等を設置し、部会の審議を通じて町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。
- ・廃棄物減量等推進委員の養成  
地域リーダーとして、地域の自主的な活動や町の施策協力などを通して、分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、廃棄物減量等推進委員を養成する。
- ・団体資源回収運動の奨励  
未実施自治会等に周知し、引き続き報償金の交付を行い、団体資源回収運動を奨励する。
- ・資源物とごみの分け方・出し方の徹底  
分別収集の効果を上げるため、資源物とごみの分け方・出し方の徹底に努める。
- ・事後確認の実施  
毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。